

【日植防シンポジウムから】

農業普及組織における植物防疫分野の人材育成の実態と課題

—宮城県農業普及組織における事例—

宮城県亘理農業改良普及センター 伊 藤 博 祐

はじめに

農業普及組織において植物防疫に係る情報・技術の習得が求められているが、その習得への対応は自治体によって大きく異なる。本稿では、筆者が宮城県職員としての経験から、農業普及組織における植物防疫分野の技術・知識習得の現状と農業普及組織における研修のあり方、普及指導センター職員のあり方を提案する。なお、本稿は、2018年1月に開催された日本植物防疫協会シンポジウム「植物防疫をどう教えるか」での講演内容をまとめたものである。

I 普及指導員および普及指導センターと植物防疫行政

普及指導員は農業改良助長法（以下、助長法）に基づいて配置されており、「試験研究機関，市町村，農業に関する団体，教育機関等と密接な連絡を保ち，専門の事項又は普及指導活動の技術及び方法について調査研究を行うこと」，「巡回指導，相談，農場展示，講習会の開催その他の手段により，直接農業者に接して，農業生産方式の合理化その他農業経営の改善又は農村生活の改善に関する科学的技術及び知識の普及指導を行うこと」と、普及指導員の位置付けが助長法第8条第2項に規定されている。

普及指導センターも助長法第12条に基づいて設置されており、「普及指導員が第8条第2項各号に掲げる事務を行うことにより，得られた知見の集約その他農業経営及び農村生活の改善に関する科学的技術及び知識の普及指導を総合するための活動を行うこと」，「農業者に対し農業経営又は農村生活の改善に関する情報を提供する

こと」，「新規就農を促進するための情報の提供，相談その他の活動を行うこと」が普及指導センターの事務とされている。

このように，普及指導センター職員（以下，普及職員）は，多岐にわたる分野を対象に業務に当たっている（農林水産省，2016）。なお，普及指導員は国家資格であり，一定の学歴および実務経験を経て受験資格を得ることができる。そのため，普及職員が自動的に普及指導員となるわけではない。

普及指導員の果たすべき機能は，助長法に基づいて定められた「協同農業普及事業の運営に関する指針（以下，運営指針）」第1の1（農林水産省，2015a）で，「直接農業者に接して農業経営及び農村生活の改善に関する科学的技術及び知識の普及指導を行うこと等により，主体的に農業経営及び農村生活の改善に取り組む農業者の育成を図りつつ，農業の持続的な発展及び農村の振興を図ろうとするもの」，「直接農業者に接して支援を行う普及指導員（農業革新支援専門員を含む）が，その特性を十分に発揮し，技術を核として，農業者と地域の関係者等との結び付きの構築等を通じて農業者の所得の向上と地域農業の生産面・流通面等における革新を総合的に支援する役割を果たすよう，今後の協同農業普及事業の運営を行う」と，具体的に示されている。さらに，植物防疫分野が農産物生産を行ううえで必須の技術・知識の一つであることも踏まえると，普及職員には植物防疫分野の技術・知識の習得が求められている。

また，農薬取締法第12条の3に，「農薬使用者は，農薬の使用に当たっては，助長法第8条第1項に規定する普及指導員若しくは植物防疫法第33条第1項に規定する病害虫防除員又はこれらに準ずるものとして都道府県知事が指定する者の指導を受けるように努めるものとする」と，植物防疫行政からみた普及指導センターの役割が規定され，植物防疫行政組織の一つとして，農業生産現場におけるアドバイザー役やサポーター役が期待されている。こうした役割を期待されること自体は間違っ

The Actual Situation and Issue of Personnel Training on Plant Protection in the Agricultural Extension Organization. By Hirotsuke ITOH

（キーワード：植物防疫，人材育成，農業改良助長法，協同農業普及事業，農業普及組織，宮城県）